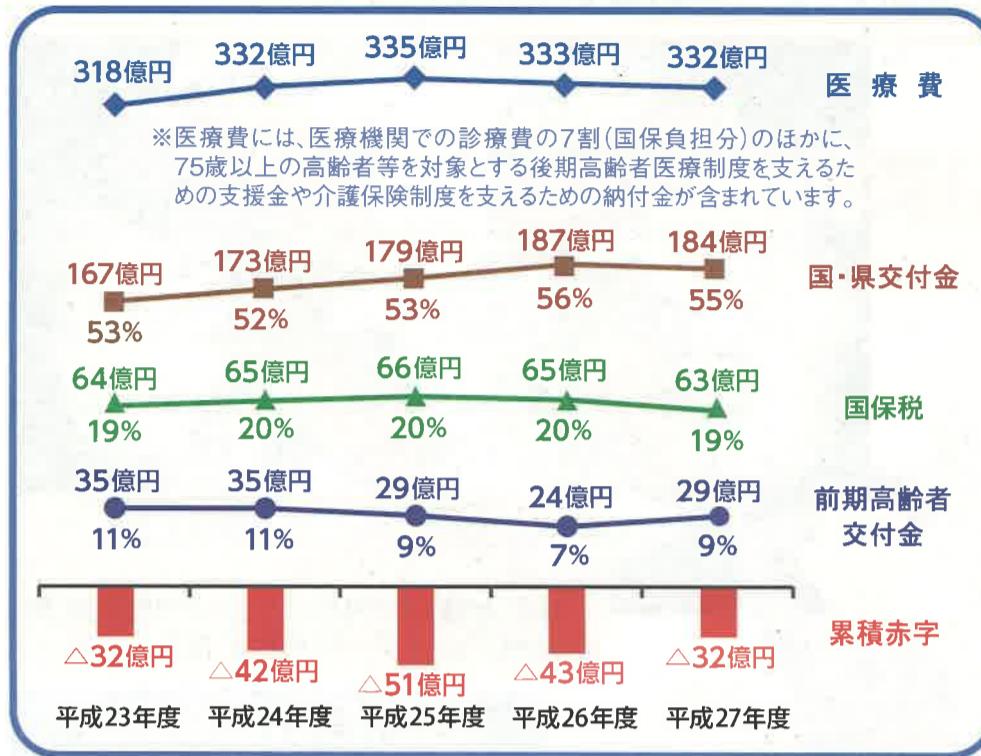


こくほニュース

発行
那覇市役所
国民健康保険課
直通 862-4262



上のグラフにあるとおり、医療費は近年ほぼ横ばいとなっております。これを賄うための主な財源として、国や県からの交付金、国保税、前期高齢者交付金等があります。

国や県からの交付金が最も多く、医療費の55%を賄っており、医療費の一定の割合が交付されることとなっています。

次に国保税が19%程度ですが、国保加入者が年々減っているため、微減となっています。
前期高齢者交付金は、前年度より増加したものの本市の国保財政が赤字となる大きな原因は、この前期高齢者交付金が全国と比較すると少なすぎることであります。

55歳から74歳までの方々を「前期高齢者」といいます。前期高齢者は、勤務先などの状況に応じて国民健康保険や保健組合、協会けんぽ、共済組合といった被用者保険に入ることになります。しかし、実際には前期高齢者の大部分の方は、国保に加入しており、その分国保は医療費負担が大きくなっています。その負担を緩和するために設けられているのが「前期高齢者交付金」であります。

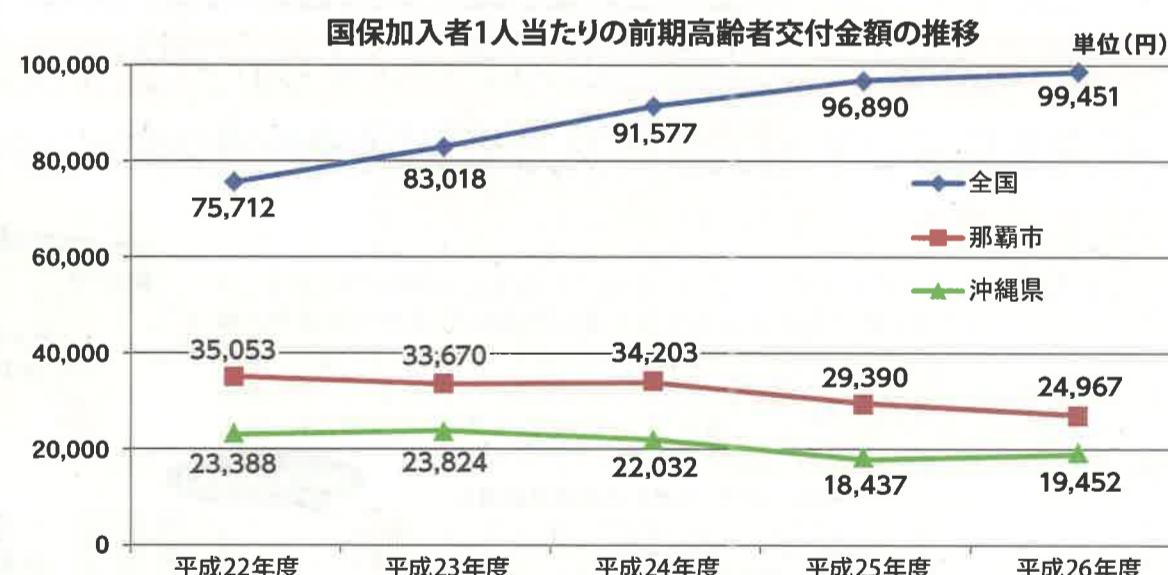
右のグラフは、国保加入者1人当たりの前期高齢者交付金額を全国と沖縄県及び那覇市と比較したものです。平成26年度の交付金額

では、沖縄県は全国で最も少なく19,452円で全国平均99,451円の5分の1以下となっており、年々全国との差が大きくなっています。これは、この交付金が、国保加入者に占める「前期高齢者」の加入割合で算定されているためであります。

前期高齢者の中には、去る大戦を生き延びた方々や戦中戦後の混乱期にお生まれになった方がいらっしゃいます。つまり、沖縄県は、あの大戦の影響で他府県よりも圧倒的に前期高齢者の加入割合が低いため、前期高齢者交

付金が全国平均に対して極端に少なくなっている訳であります。

こうした沖縄県の特殊事情を訴え、財政支援を求めるため、平成26年から昨年度まで、計6回、国などへ要請行動を行いました。さらに今年度は、8月に厚生労働大臣等へ11月には県内の殆どの市町村長や市議会議長で再度国等へ要請しましたが、格差を埋めるほど十分な支援措置の明確な回答は得られておりません。そのため財政支援があるまでは、今後とも要請を続けていく必要があります。



平成29年度の地方税法等の改正にあわせて、保険税の5割・2割軽減の対象となる所得の範囲が拡大される予定です。

● 軽減判定所得の基準額

区分	現行	改正案
5割軽減	33万円+被保険者数×26.5万円以下	33万円+被保険者数×27万円以下
2割軽減	33万円+被保険者数×48万円以下	33万円+被保険者数×49万円以下

※賦課限度額については、医療分54万円、支援分19万円、介護分16万円は据え置きです。

国保 **3月** より保険証を送付します!

保険税に未納のない世帯については那覇市より保険証を郵送します。(窓口での更新手続き不要)

ただし、窓口での更新が必要な世帯については更新のお知らせ(ハガキ)を送付していますので、窓口への来課をお願い致します。

※3月中にはお手元に保険証が届くよう手配をしておりますが、ご近所内での配達完了時期について異なる場合がございます。
3月下旬になっても配達がない場合にはお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所 国民健康保険課

☎ 098-862-4262

平成28年度 国民健康保険税の最終納期限は 3月27日(月)です!!

国民健康保険税は、「みんなの医療費」を支える大切な税金です。納期限内に納めましょう。
保険税を滞納すると、他の納税者との公平を期すため、保険証の有効期間を短縮した「短期被保険者証」や医療費をいったん全額自己負担しなければならない「被保険者資格証明書」を交付し、医療費などの保険給付が差し止めになることがあります。また、財産調査を実施し財産が発見されれば、以下のような滞納処分(差押)をすることがありますのでご注意ください。

那覇市では、次のような 滞納処分(差押)を強化しています!

●預金差押

銀行・農協・郵便局などの金融機関に照会を行い、預貯金を差し押さえて徴収します。

●給与差押

勤務先に給与の支払いなどの照会を行い差し押された後、毎月雇用主から給与の一部を徴収します。

●不動産差押

不動産の登記簿に「差押」と記載し財産を処分することを禁止して、公売などにより換金できる状態にします。

●生命保険差押

生命保険を差し押された後解約し、生命保険会社から解約返戻金を徴収します。

●その他

国税還付金や動産・賃料などの差し押さえを実施しています。



滞納処分Q&A

Q 滞納処分ってなに?

A 滞納者の財産(不動産や自動車、預貯金、

給与、生命保険、出資金、売掛金など)を差し押さえ、その財産を税金に充てること。

少しの滞納でも滞納処分は行います。

■滞納処分の流れ

- ①督促=納期内に税金を納めない場合、法律により督促します。
- ②財産調査=官署や金融機関、勤務先、滞納者の財産を占有する第三者などへ財産を調査します。
- ③差押=財産調査で発覚した滞納者の財産を差し押さえます。
- ④換価=差し押された不動産などは「公売」、金銭債権は「取り立て」をすることで換金します。

A 個人の債務より税金が優先されます。法律で税金はすべての債務(借金を含む)に優先すると定められています。

Q 税金があるから税金が払えない

A 税金を滞納すると、「各種手続きに必要な納税証明が発行されない」「財産調査で勤務先や金融機関などに滞納している事実が知られる」「滞納処分が行われ、大切な財産や社会的信用を失う恐れがある」などの不利益が生じます。

Q 税金を滞納して損をするの?

A 個人の債務より税金が優先されます。法律で税金はすべての債務(借金を含む)に優先すると定められています。

Q 許可なく財産を調べるのは、個人情報の侵害では?

A 税金を滞納すると国税徴収法や地方税法に基づき、すべての財産に調査権限が発生します。この財産調査は個人情報保護法には違反しません。

Q 本人の承諾無しに滞納処分をするの?

A 滞納処分をする場合は、本人の承諾を取ることはできません。督促状を発送した日から10日を経過した日までに納付がされない場合は、滞納処分の対象になります。税金は納期内の自主納付が大原則です。

あなたの健診結果を「いつでも」「どこでも」持ち運べます!

~ご存知ですか? 無料で入れる「医療情報システム」~

那覇市医師会の LHRシステム

生涯健康記録 (Lifelong Health Record) が名称の由来。利用者個人がインターネット経由でアクセスでき、ご自身の特定健診やがん検診など、那覇市医師会の参加医療機関で受けた過去の検査履歴を見ることができます。さらに体重や血圧、歩数などの記録、問診形式に答えて健康状態を評価できる機能もプラス。利用・申し込みなどシステム利用にかかる費用はすべて無料です。IDとパスワードで管理され、個人情報のセキュリティも徹底しており、安心です。

お問い合わせ・お申し込みはお気軽に!

TEL.098-860-7314
午前9:00 午後5:00 土・日・祝日は除く



LHR 一般 那覇市医師会
社団 LHR事務局

70歳以上の方で高額な医療費をご負担になる皆様へ

平成29年8月から高額療養費制度においてご負担いただく医療費の限度額が下記のとおり見直されます。

●自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)の限度額			世帯単位の限度額(外来+入院)		
	現行	改正後	現行比	現行	改正後	現行比
現役並み所得者 (住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と同一世帯の被保険者)	44,400円	57,600円	+13,200円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)※2	変更無し	変更無し
一般所得者 (住民税課税世帯で、「現役並み所得者」以外の方)	12,000円	14,000円	+2,000円 (年間144,000円上限) 新設※1	44,400円	57,600円 (44,400円)※2	+13,200円 新設
住民税非課税(区分II)	8,000円		変更無し	24,600円	変更無し	
住民税非課税(区分I)			変更無し	15,000円	変更無し	

※1は、自己負担額の年間(前年8月1日から7月31日までの間)限度額

※2()内の金額は、過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額です。

外国人住民の国保加入

(*平成24年7月9日以後、住基法改正に伴い国保加入要件も変わりました。)

3ヶ月を超えて日本に滞在すると認められた外国籍の方は、国保に加入しなければなりません。ただし、下記の方は加入できません。

- 職場の健康保険に加入している方
- 被扶養者として、家族の職場の健康保険に加入している方
- 75歳以上の方(後期高齢者医療制度の加入になります。)
- 生活保護を受けている方
- 「外交」の在留資格を持つ方
- 「特定活動」の在留資格で医療を受けることを目的として滞在される方

加入手続き

- 在留カード又はパスポート
- 健康保険資格喪失証明書(職場の社会保険を喪失された方)



国保
後期

保険税(料)は、コンビニでも納められます。

コンビニで納めることができる保険税(料)

(国民健康保険課関係)

①国民健康保険税の内、納期限(使用期限)内の納付書

②後期高齢者医療保険料の内、納期限(使用期限)内の納付書



コンビニでは納めることができない場合

- ・納期限(使用期限)を過ぎている納付書
- ・バーコードの印字がない納付書
- ・金額を訂正した納付書
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合
- ・クレジットカードや電子マネー等での納付はできません。



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の支払方法が選べます。

保険税(料)の支払い方法は申し出により、「年金からのお支払(特別徴収)」に代えて、「口座振替(普通徴収)」に変更することができます。

すでに、保険税(料)が特別徴収(年金引落し)となっている方も、口座振替でのお支払を希望される場合は、市役所の窓口でお手続きください。



みんなの納める保険税(料)が
医療費を支えています。
納め忘れがないようお願いします。

お急ぎください!!

特定健診をまだ受けていない国保加入者の皆様 受診期限は残り1ヶ月です

平成28年度受診期間:平成28年4月1日~平成29年3月31日

☆対象者は→40歳から74歳までの国保加入者

※20歳~39歳の国保加入者は健康診査が受けられます。

☆必要なもの→国保保険証(うぐいす色)



☆費用は→無料

【お問い合わせ】特定健診課 ☎862-0564

後期 長寿健診は無料で受診できます!

平成29年度の長寿健康診査は、4月初めに受診券を送付する予定です。健診費用は無料となります。

なお、「がん検診受診券」も同様に4月初めに送付されますが、詳しくは「健康増進課(電話853-7961)」へお問い合わせください。

ただし、同一年度中は1回の受診を限度とすることから、重複して受診した場合は、あとから受けた健診費用は全額自己負担になりますので、注意してください。



正しく柔道整復師にかかりましょう

柔道整復師(接骨院・整骨院など)の施術に健康保険が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限られていますので、ご注意ください。



健康保険が使える場合

- 打撲
- ねんざ
- 挫傷(肉離れ等)
- 骨折・脱臼(緊急事以外は医師の同意が必要)

健康保険が使えない場合 ※全額自己負担となります。

- 日常生活の中の疲れや肩こり
- スポーツなどによる肉体疲労
- 神経痛(リウマチ・慢性関節炎など)
- 加齢による腰痛や五十肩の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病



収入がなくても申告を!

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、低所得者に対する保険税(料)の軽減措置があります。

所得がない方や、税法上の申告義務のない方でも、未申告だと軽減措置が適用されません。また、医療費の自己負担割合や負担限度額が上位所得者扱いとなりますので、所得の申告を行なってください。

国保
後期

保険税(料)の納付は便利な口座振替で!



★お忙しい方、留守がちな方にピッタリ

★うっかり納め忘れる心配がありません

- 手続き方法**
- 1.銀行・ゆうちょ銀行・農協・信用金庫等の金融機関窓口で受付けしています。
 - 2.預金通帳、通帳届出印、保険税(料)の納付書を持参してください。

お問い合わせは 国民健康保険課(那覇市役所1階 国保 13~15番窓口 後期 12番窓口)まで ☎(直通)862-4262

国保
後期

高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の自己負担額を合わせた額が高額になった場合に払い戻しが受けられます。

加入者で該当していると思われる方にはご案内の通知をお送りします。ただし、市町村を越えて転居された方および他の医療保険から移られた加入者については通知できませんので、国民健康保険課までお問い合わせください。

介護保険

高額
医療費

国保

加入手続きを忘れていませんか?

那覇市へ転入した時や、会社の健康保険をやめた時など、他の健康保険に加入していない方は、那覇市が運営する国民健康保険に加入しなければなりません（国民皆保険制度）。加入するには市役所へ届け出が必要です。国民健康保険への加入届け出が遅れたことにより不利益（保険税の遅延課税、医療費の全額自己負担など）を受けることがありますので、事実発生日から14日以内に加入手続きを行ってください。

手続き場所：ハイサイ市民課、及び三支所（首里・真和志・小禄）
国民健康保険課

市民課



※那覇市の国民健康保険以外の健康保険に加入した場合には、脱退の手続きが必要になります。
資格喪失日以降に被保険者証を使って受診された場合や、さかのぼって資格を脱退した場合等には、かかった医療費のうち那覇市が負担した分を後から返していただくことになります。

国保
後期

限度額適用・標準負担額減額認定証の提示をお忘れなく

高額の治療費について、「限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、限度額証）」を医療機関に提示することにより、医療費の支払が自己負担限度額までとなります。（後期高齢者は世帯の全員が住民税非課税の世帯に属する方のみ）有効期間は毎年7月31日までとなっており、毎年8月に更新手続きが必要です。（後期高齢者は一度申請があれば自動更新）また、「限度額証」の交付を受けている場合でも、医療機関へ提示しないと減額が受けられないことがありますのでお気をつけください。

（申請に必要なもの）保険証・国保世帯主の印鑑・本人の印鑑（後期高齢者）

こんなときは

国保

国保の給付が制限されます



- 故意の犯罪行為や故意の事故・ケガ
- けんかや泥酔などによる病気やケガ
- 医師や保険者の指示に従わなかったとき
- 保険証の期限切れや、提示がなかった場合

国保

後期

交通事故にあったら

交通事故でのケガの治療も国保証を使ってお医者さんにかかることができます。ただし、必ず国民健康保険課に連絡し、傷病原因届の申請をしてください。また、ケンカなど他人からの暴行でケガをおった場合にも、同様に届出の必要があります。なお、届け出がないまま加害者から治療費を受け取ると国保の給付が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

仕事中や通勤中にケガをしたら

仕事中や通勤及び帰宅途中のケガについては、労災保険の対象となりますので、労災保険申請前にやむを得ず国保証を使用した場合は、必ず国民健康保険課に「傷病原因届」を提出してください。

国保
後期

国民健康保険一部負担金の減免について

※一部負担金とは医療機関で受診の際に支払う自己負担額です。

下記の事由により、収入が一定の基準以下になり医療費の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。

- ①災害により資産に重大な損害を受けたとき。
- ②災害による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ③事業若しくは業務の休廃止又は失業により収入が著しく減少したとき。
- ④①～③に類する理由があったとき。

国保
後期

「医療費のお知らせ」で受診履歴の確認を

通知書中の受診履歴を確認して、受診した覚えのない医療機関や受診日がないかどうかご確認ください。

あわせて、同じ病気の治療のためにいくつもの病院を利用したり、必要以上に多く通院などしていませんか？

「医療費のお知らせ」を、医療機関での受診の仕方について、より良い方法を考えるきっかけにしてください。



国保

加入手続きを忘れていませんか?

那覇市へ転入した時や、会社の健康保険をやめた時など、他の健康保険に加入していない方は、那覇市が運営する国民健康保険に加入しなければなりません（国民皆保険制度）。加入するには市役所へ届け出が必要です。国民健康保険への加入届け出が遅れたことにより不利益（保険税の遅延課税、医療費の全額自己負担など）を受けることがありますので、事実発生日から14日以内に加入手続きを行ってください。

手続き場所：ハイサイ市民課、及び三支所（首里・真和志・小禄）
国民健康保険課

市民課



※那覇市の国民健康保険以外の健康保険に加入した場合には、脱退の手続きが必要になります。
資格喪失日以降に被保険者証を使って受診された場合や、さかのぼって資格を脱退した場合等には、かかった医療費のうち那覇市が負担した分を後から返していただくことになります。

はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券

平成29年5月より、「はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券」の交付を行います。国保加入者へ1回あたり800円、一人年7枚までの助成となります。

なお、国保税の完納及び特定健診を受診していることなどの交付要件が追加されます。詳しくはお問い合わせください。



新保険証の有効期限は平成30年3月31日迄です

ただし、以下の方は有効期限が短くなっています。

- ①当年度中に70歳になる方の保険証は、70歳の誕生月の月末（1日生まれの方は誕生月の前月末）までの有効期限となっております。

※有効期限が切れる前に保険証兼高齢受給者証を郵送します。

- ②当年度中に75歳になり後期高齢者医療制度に移行する方

※誕生日からは後期高齢者医療の保険証をお使い頂きます。

出産育児一時金の請求について

出産育児一時金の直接払制度をご利用の際、出産費用が「42万円（または40万4千円）」以下であれば、差額分の請求ができますので、費用の明細書など必要な書類をもって国民健康保険課でお手続きください。



直接払いをご利用しない場合は、出生届の際に一時金の申請も行ってください。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

病院や薬局からもらうお薬には、新薬（先発薬）の他に、成分や効き目が同等で低価格の後発医薬品（ジェネリック医薬品）があります。

ジェネリック医薬品を利用すると、医療費の総額および自己負担額もお安くなりますので、受診の時お医者さんに、ジェネリック医薬品を処方してもらうよう申し出て、ジェネリック医薬品利用促進を心がけましょう。



重複受診をやめましょう

ひとつの病気で複数の病院を受診したり、同じ箇所の治療で病院と柔道整復や、はり・きゅう等の施術を頻繁に受けるのは、医療費の高騰を招くだけでなく、かえって、体に負担をかけてしまう場合もありますので、お医者さんと相談して、適正な受診をお願いします。

お問い合わせ先

国民健康保険課

(那覇市役所1階 国保 13～15番窓口 後期 12番窓口)まで

☎ 098-862-4262